

神栖市長の交際費の支出基準及び公表に関する要項

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の交際費（以下「市長交際費」という。）の支出基準及び支出状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 市長交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 叙勲、条例表彰並びに文化・スポーツの行事及び記念式典等（官公庁主催を除く。）により、市民にとって名誉となる行為及び業績への壮途祝い等に係る支出
- (2) 弔慰 市政関係者及びその親族に対する香料等に係る支出
- (3) 会費 会費を必要とし、情報交換又は意見交換を目的とする会議又は懇談会等に出席するために係る支出
- (4) 激励金 当市の公益性を高める団体又は個人を激励するために係る支出
- (5) 賛助・協賛費 公共的又は公益的な団体であって、その活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対する協賛金等に係る支出
- (6) 接遇費 市政運営上、外部機関等との交渉、交際又は表敬訪問等のために係る支出
- (7) その他 前各号に規定するもののほか、市政に係る渉外等に際し、市長が特に必要と認める経費に係る支出

2 市長交際費の支出金額の基準は、前項各号の支出区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

(支出状況の公表)

第3条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第4条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 市長交際費の公表に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年神栖市条例第3号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

付 則 (平成29年訓令第21号)

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

付 則 (令和元年訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

別表

市長交際費の支出金額の基準

1 慶祝費

10,000円以内で、必要と認めた額とする。

2 弔慰費

対象者		金額		備考
(1) 市に功績のあった者	本人	香料	10,000円	叙勲、功労表彰、善行表彰等
		供花	1基	
(2) 官公庁等の職員で必要と認められた者	本人	香料	10,000円	
		供花	1基	
(3) 市特別職の職員で常勤の者	市長	香料	30,000円	
		供花	1基	
	副市長、教育長	香料	20,000円	
		供花	1基	
	配偶者	香料	10,000円	
		供花	1基	
一親等の親族	香料	5,000円	実父母、実子又は同居の義父母	
	供花	1基		
元本人	市長	香料	20,000円	旧神栖町又は旧波崎町の町長、助役及び収入役を含む。
	副市長、教育長	香料	10,000円	
(4) 市議会議員	本人	香料	20,000円	
		供花	1基	
	配偶者	香料	5,000円	
		供花	1基	
一親等の親族	香料	5,000円	実父母、実子又は同居の義父母	
	供花	1基		
元本人	香料	10,000円		
		供花	1基	

(5) 市各行政機関 の委員（農業委 員、教育委員、監 査委員、選挙管理 委員、固定資産評 価審査委員）	本人	香料 10,000円 供花 1基	
	配偶者	香料 5,000円	
(6) 市特別職の職 員で非常勤の者 上記(4)、(5)以 外の者	本人	香料 10,000円 供花 1基	
(7) 市一般職員	本人	香料 10,000円 供花 1基	

3 会費

会議等出席に要する費用として定められた額とする。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円を限度とする。

4 激励費

(1) 1人5,000円とし、人数に応じた額とする。ただし、その合計額が50,000円を超える場合は、50,000円を限度とする。

(2) 対象者は、市から県を代表して、全国・関東大会等に出場する個人・団体とする。

(3) 教育委員会等で自ら対応するものは除く。

5 賛助・協賛費

10,000円以内で、必要と認めた額とする。ただし、近隣自治体との調整を図る必要がある場合は、その額とする。

6 接遇費

3,000円以内で、必要と認めた額とする。